

425

大久保祐雄先生著

祝祭日釋義

大阪圖書出版會社藏版

昭和二十一年



特21
609

大久保初雄先生著

祝祭日釋義

大阪 圖書出版會社藏版



教
育
勅
語



東京
國語
勅語

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ニ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一日緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

光し亦記

是矣羅大御國ハ赤帝満空也赤し其祀天照大御神也
御子也味至味至神亦亦羅志候し其し味至天降日嗣
此天地此望多祀ハ其亦也満遠不味多満也満也御
國不し也阿亦礼ハ此阿羅亦礼此土不字満礼以つ
公民ハ礼此亦礼し其遠味祖亦也皇祖此大御世也
味亦也満味也也也此亦羅遠味祖也満味也香辰候也
也味也也也羅亦也也也御世也味候し其し味也也
羅也此代々也満味也嘉日候也也味也也也公民此勤
矣亦羅矣其志羅也也也也也也也也也也也也也也也
亦羅今度祝祭日釋義候也此志味此釋義候也也満満志

未だ名をばは志すをばは名はと此ゆをせしむる人
 どを免以はと里後のはどふ未を八十はをばは志す
 未だ名をばは志すをばは名はと此ゆをせしむる人
 未だ名をばは志すをばは名はと此ゆをせしむる人
 未だ名をばは志すをばは名はと此ゆをせしむる人
 未だ名をばは志すをばは名はと此ゆをせしむる人
 未だ名をばは志すをばは名はと此ゆをせしむる人

明正治の御宇に世は五世を以てしは卯月
 徳島に寓居す

大久保初雄志の書

凡例

一本書の祝祭日の義と平易簡明に釋きたるものに
 して何人たりとも讀み得るものなり

一本書の義と釋するに毎條に語源起源儀式の三つ
 に別ち語源は祝祭日の語の名稱と釋き起源は祝
 祭日の何時頃より起り又古今の變遷とも併せて
 釋き儀式は祝祭日の當日に執行する禮典或は
 禮典の沿革とも記し近時宮中にて行はせらるる
 式とも釋きたるなり

一本書の語源起源儀式の三項と尙明確にせんと欲
 し備考といふて毎條の終はりよ記す

一本書の専ら令義解禁秘抄延喜式、江家次第、儀禮類典等の書に依るべき懇に考證し列記せり
 一本書の事の近時に初まれるものは其事柄を述べ併せて傳記をかかへることとはなす
 一本書の勅語に基き忠君愛國の念を啓發せんと欲して意をここに用ゐたり
 一本書の省令乃祝祭日儀式により式場にて祝祭日當日の由來を陳述するに適するやうに作れり
 但し備考の陳述あす人の参考に備へて可なり

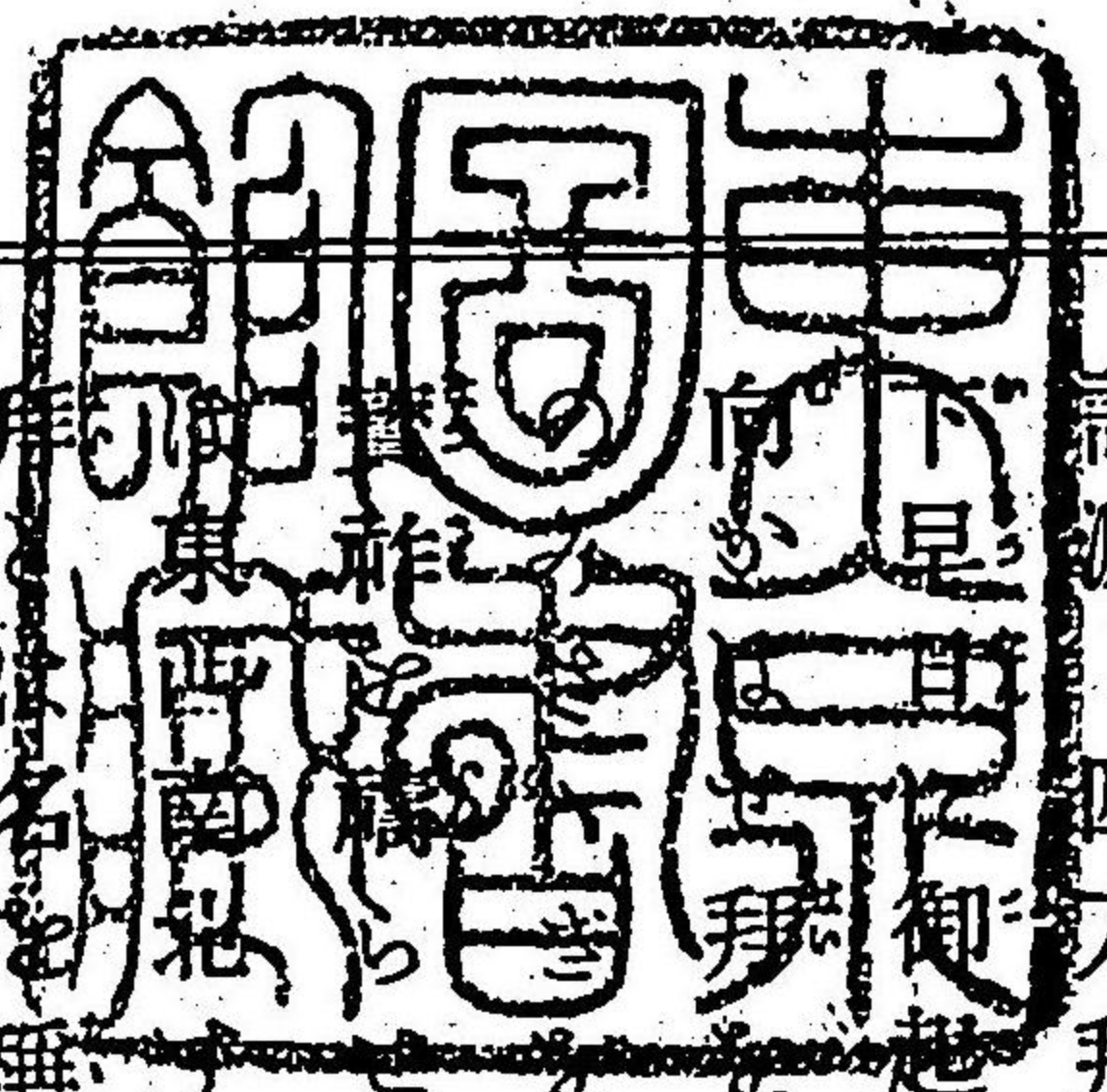
明治廿五年四月

著者 志す

祝祭日釋義

大久保初雄著

四方拜 一月一日



語源 四方拜これを志はうはいと讀み奉る一月一日 天皇陛下
下早時 御起床遊ばされ沐浴を行はせられ伊勢の宗廟の方に
向 爲し給ひこれより天津神國津神四方の社御歴代
御 御遙拜あらせられ年災を祓ひ國家の安寧を祈り
東 され万民の幸福を禱らせらるる御儀式にて語源
北 すべて其方向に御座す神々を遙拜し奉るより四方
拜 拜は名を稱へしにこそあらめ
起源 此祭日は何天皇の御宇より始まりしか詳に知るを得
されど 日本書紀崇神天皇紀に 天皇御即位ましまして四年詔

四方拜 一月一日

てのたまはく

惟レ我カ皇祖諸帝等天下ニ君臨スル豈一身ノ爲ナラムヤ
蓋シ人神ヲ收メ天下ヲ經綸スル所以ナリ今朕大運ヲ承ケ
黎元ヲ愛育シ何ニシテカ皇祖ノ跡ヲ遵ヒ永ク窮リ無キノ
祚ヲ保ム其群臣忠ヲ竭シテ天下ヲ安ゼヨ
とあり又神祇を重んじ神器を大倭の笠縫の邑に安じ天照大神
を祀り皇女豊鍬入姫をして祭事を掌らしめ給へりこれぞ神祇
をまつりし始なりける

天皇の遺志を承け給ひて垂仁天皇は神祇を尊崇し給ひ天照大
神の祠を伊勢國會度郡に遷し立ち齋宮を五十鈴川の上に建つ
磯宮と云ふ皇女倭姫命をして豊鍬入姫に代て齋かまむこれ今
の内宮の宗廟なり 天武天皇の御宇二十年毎に改造の命を出せしが後宇多
天皇以後廢絶し正親町天皇御宇に至りて舊に復せりかの如く

祭祀を重くせられしより天皇十一年壬寅朔日四方の春光を拜
すと倭姫命世記に載せられたるは疑なく四方拜の濫觴とこ
そいふべけれ

これより御歴代の 天皇四方拜を行はせられし事明らかなり
そは宇多の御門の御記より仁和五年正月寅の刻に天地四方属星
山陵を拜し給ふ由見ゆめればいふもさらなりよりて起原と申
すべきは 垂仁天皇の御宇と申し奉るになん

儀式 公事根源に云ふ元正寅の時にすへらぎ属星を唱へ天地
四方山陵を拜し給ひて年災をよ被ひ寶祚を祈り申さるゝ義
よて侍るにや清凉殿の東階の前砌の外に御屏風をたてめくら
し其中に御座三所を設け其前より白木の机を置き香花灯などを
そなへ此所よして御拜の儀式ありと

江家次第云ふ主殿寮御湯を供し鶏鳴よ掃部寮御装束と清涼殿の東庭に奉仕す先鹿薦を敷其上に長筵をしき其上に御屏風八帖を立て御座を三所に設く中皇上帝北向に属星の名字七遍是北斗と稱へ御座す次に再拜次に北向よ天を拜し次に西北に地を再拜次に東向再拜南向再拜西向再拜北向再拜次に南座に於て山陵毎陵兩事畢御屏風を開き還御ましますと

女 房

すへらぎの星となふる雲のうへに光のとけき春を來にけり

との事見えければ中古は盛なる儀式にてありしなり而して上ハ聖天子より下ハ庶人に至るまで此式を擧げさせられしがいつとなく其儀やみて後世は内裏仙洞攝關大臣の家などの外は

さる事もなき事とはなれり世移りて明治となり現今毎年宮中にて行はせらるゝは次の如し

四方拜次第

午前四時宮内省官員御裝飾を奉仕す

(神嘉殿南庭に豫て屋を設く)

其儀豫設の屋の中央に簀薦を敷き四尺の御屏風二双を立て廻し中に御座を設く燈臺二基を供す

同五時御服畢て 出御

御手水御劍御裾御草鞋御笏等侍從奉仕す

御拜畢て 賢所 皇靈 神殿 御拜

次きに賢所皇靈神殿の御祭典を行はせ給ふ

備考

四方拜の御式は御代々々のみかどの御行はせ給へりとはいふもさらにて今家の記よものせられたるを左に掲ぐ

○中右記曰寛治四年正月一日丁卯四方拜間有御出幼主無此儀仍御元服後初有此事也

寛治六年正月一日甲申寅刻有四方拜御出頭辨季仲朝臣右近中將國信朝臣御劔藏人勘解由次官時範同兵部權大輔通輔祇候寛治八年正月一日癸酉○後聞寅刻有四方拜右少將有賢御劔五位藏人二人通輔祇候

康和四年春正月一日丁己○後聞天未明有四方拜頭中將家政候御衣後藏人少將師重候御劔云云

長承二年正月元日丁己小朝拜被止今日御物忌指合重故也但有四方拜

初雄云寛治康和の年号は第七十三代堀河天皇の御宇の号なり長承の年号は第七十五代崇徳天皇の御宇の号なり

○明月記曰建永二年正月一日丁丑四方拜御劔守通朝臣頭中將院御劔役不参四方拜依

建曆五年正月朔日癸卯○曉更少將自内退出候四方拜御劔云云其儀南庭供御裝束立御屏風八帖以西爲口棟基爲家供御裝束頭中將候御裙爲家取御劔前行座御屏風口南方北面棟基獻御草鞋頭獻御笏藏人永光脂燭御笏篋式篋等一身勤仕自餘六位不候云云

初雄云建永といふは第八十三代土御門天皇の御宇の号なり建曆といふは第八十四代順徳天皇の御宇の号なり

○吉續記日文永五年正月一日○自去夜祇候禁裏四方拜如法寅刻頭中將御裾頭辨方忠御草鞋御劍役實盛朝臣光朝予六位等候脂燭御拜座如常徹山陵御拜座拜龍顏退出御湯帷奉行六位不下知職事同不申沙汰之間內有御沙汰若古物歟如此事尤兼可尋沙汰

初雄云えい文永といふは第八十九代 後深草天皇の御宇の號なり

○伏見院御記曰正應三年正月一日乙巳卯刻拜天地四方如常屏風外雅藤朝臣獻笏左近衛中將爲々劍候

初雄云よ正應といふは第九十二代 伏見天皇の御宇の號なり

○園大曆日觀應二年十二月廿六日

一條駐進 四方拜儀

追儼之後藏人召仰諸司御裝束掃部寮清涼殿東庭當南第二間去石階七許尺鋪葉薦其上鋪長筵南北行 其上立廻太宗御屏風八帖西宮藏人式四帖 其中設御座三所

一所拜屬星御座 西北角鋪灣黃緣半帖一枚

一所拜天地御座 東北角鋪同半帖一枚 西妻具上敷褥御座前立高机三脚東机置香中机 置作花置打敷居士土高杯左右置燃燃各置打敷土高杯西机置香爐

一所拜陵御座 南邊敷同半帖一枚

自御屏風西到階下鋪筵道上畫御座南第三間格子爲出御之道

藏人置御笏並式筥於拜屬星御座 近代者御笏者於御屏風外入御之間奉

一主殿寮供御湯

寅剋出御 黃檗染御袍

近衛次將取畫御座御劍前行藏人頭獻御插鞋郎候御裾他
職事等取脂燭祇候入御之後閉御屏風

先著御拜屬星御座

向北稱屬星名字返七

子年人貪狼星子
司命神子

寅戌年人祿存星子
祿會子

辰申年人廉貞星子
不降子

午年人破軍星子
指大景子

丑亥年人巨門星子
貞文字

卯酉年人文曲子
微惠子

己未年人武曲星子
實大惠子

次再拜

次稱咒

賊寇之中過度我身 毒魔之中過度我身
危厄之中過度我身 毒氣之中過度我身

五兵口舌之中過度我身 五鬼六害之中過度我身

厭魅咒咀之中過度我身

萬病除愈所欲從心急急如律令

次着御拜天地御座

向北再拜天

向西再拜地

次各再拜四方東西南北

次着御拜陵御座兩段再拜

次入御先返賜御笏

兩儀設御座於射場殿經殿上上戸並無名門出御

公家四方拜次第元日寅刻

御裝束儀鷄鳴掃部
寮奉仕之

清涼殿額間上格子依為曉更出御
間一間上之當階間庭上立廻御屏風四

帖其內敷葉薦其上敷長筵供御座三所北南半帖一枚山
拜其北東方敷褥天地四方拜料其西敷半帖拜料其北寄東立机置
香其西又立机置造花其西又立机置香爐書司女官供之
主殿女官供燭

自出御間至于御屏風下供筵道

追讎之後主殿寮供御湯御帷內藏寮獻之新雖當歲下食

猶供之

時刻寅出御黃爐御袍自額間或南方三間下東階令入御屏風給藏人頭候

御裾頭不參者五位藏人近衛次將縫取畫御座御劍前行令入御御屏風給

之間獻御笏入御御屏風裏其後

先於拜屬星御座北面稱屬星名七

再拜咒曰

賊寇之中過度我身

毒魔之中過度我身

危厄之中過度我身

五厄六害之中過度我身

萬病除愈所欲從心急急如律令

次北面再拜天

次拜四方

次拜二陵於陵者隨時

二條注進 四方拜條

一御裝束事

行事藏人任例可申沙汰也說說雖有不同事延久御抄可爲
正說又雲圖抄所存無相違但今年若爲最初者可被略山陵

御拜也聊有所見雖無御拜猶儲其座先規不同也
一拜屬星給事再拜本命星當年星各七返令稱名字給為正說

一御咒文事

賊寇之中過度我身
毒魔之中過度我身
毒氣之中過度我身
毀厄之中過度我身
五鬼之中過度我身
五兵之中過度我身
厭魅咒咀之中過度我身
萬病除愈所欲從心急急如律令
內裏式以下如此所存又引寄

一拜天地給事各再拜

向北拜天本意向西北拜地所存如此或向西拜地先規不同也

一拜四方給事各再拜

先東 次南 次西 次北說說不同也所存如此

一拜山陵給事 兩段再拜兩段之間有御揖

若為初度者可被略也聊存先規但先例不同候上者可有時宜

一代始依曰次停止治曆應例也非殊惡日者何事有哉

一兩儀可為弓場也可殊構具所

一御湯殿事不憚歲下食先規也

一出御儀黃櫨御袍掃部寮儲筵道

藏人頭候御裾近衛次將候御劍登御座御劔侍臣等取脂燭藏人

二人持御笏並式筥等開御屏風入御之間藏人頭獻御笏藏人置式筥於御座前

一御拜次第

先著御屬星御座正笏向北稱屬星名字給七次再拜次稱咒文給次又再拜次者拜天地座給向北再拜天次向西再拜地次各拜四方東南西北次著御拜陵座兩段再拜初年式殊略之也可在時宜次入御職事給御笏

此外裝束以下事行事藏人任例可申沙汰別無所存且又年年不同也

觀應三年正月一日今日節會以下諸公事無沙汰歎但四方拜事於賀名生皇居被行之○後聞南方御所御方拜御裝束

如例御劍頭中將具忠朝臣御裾御笏等頭右大辨守房朝臣藏人泰經景俊候之

初雄云觀應といふは北朝崇光天皇の御宇の年號なり親長卿記曰文明七年正月一日○被行四方拜亂後諸公事及停止適今年及此沙汰珍重珍重

文明八年正月一日丙午被行四方拜頭中將實隆朝臣藏人辨政顯奉行早參云云式筥兼不置之出御之後置之云云

文明十二年正月一日寅刻許參內冠衣召具元長四方拜奉行之故也主上た寢奉行令參了刻限之由者可申云云諸司未參其間事可被不申先刻限御湯事不遲遲之樣可被仰釜殿之由申女中催諸司了少々參集之間主殿寮未參木工寮掃部寮等已參云云申其子細以藏人召女候内侍所云云孺渡御屏風藏人源富仲自御所申出之金線付御屏風一雙大宗御屏風一枚給御屏風一枚以上四枚也

掃部寮於庭上粧之御座半帖三枚敷之敷様見階間並左右
 上御格子之處仰云可爲階間許歎依仰改了暫申歲末之御
 禮被召御前條條有敕語之旨年始公事一向無沙汰之間堅
 被仰武家之間四方拜並平座等可被行之由被申云云珍重
 之由申入了次御湯之後令着御裝束給源大納言參議次出御中將親宜
朝臣候御廉宜親朝臣初夜之時分來宿御裾取之様御廉卷之様巨細教訓了元長獻御草鞋言國朝臣候
 御劍着御御屏風之内後元長取御草鞋退入持參御笏注次
 有御拜次入御如始次退出曉天之時分也

初雄云文明まへといふは第百二代後土御門天皇の御宇の
 年号なり○以下の家の記まへにもまへのせる所まへ異なるまへところ
 なきは略して唯何年何月執行ありしのみとあぐる事
 とはなしつ

宣胤卿記曰文明十二年正月一日○傳聞四方拜云云

文明十三年正月一日○禁裏四方拜云云

親長卿記曰文明十六年正月一日大雪降四方拜如常

文明十七年正月一日寅刻元長朝臣着束帶參内依四方
 拜奉行也云云

長享二年正月一日○四方拜奉行藏人權辨家幸職事可
 皆參之由有仰云云

宣胤記曰明應三年四方拜下行事

- | | | | |
|-----|-------|-----|-----|
| 掃部寮 | 二百三十四 | 木工寮 | 百匹 |
| 掌燈 | 三十四 | 出納 | 三十四 |
| 戸屋衆 | 三十四 | | |
| 以上 | 四百二十四 | | |

文龜元年十二月廿三日丁卯天晴藏人左少辨狀到來四條少將殿御上洛候哉四方拜出御可令候脂燭給雖以一通先內內申候兼又五位職事候脂燭事位次之下臈候時可候御後候歟又四位五位非職事殿上人相交時之事如何必可勘預候旁可參上候也尙顯誠恐謹言

十二月廿三日

尙

顯上

中御門殿

廿四日戌辰天晴勸修寺黃門狀到來四方拜云云

文龜四年正月一日甲子四方拜云云

元長卿記日文龜四年正月一日今朝聞四方拜云云

永正二年正月一日四方拜云云

宣胤卿記曰永正三年正月一日辛巳四方拜云云

元長卿記曰永正五年正月一日四方拜云云

永正十年正月一日四方拜云云

永正十二年正月一日後聞四方拜云云

宣胤記曰永正十四年正月一日丁丑傳聞四方拜云云

元長卿記曰永正十五年正月一日○四方拜云云

宣胤卿記曰永正十六年正月一日丙申內裏四方拜云云

二水記曰永正十七年正月一日辛卯○傳聞四方拜出御如

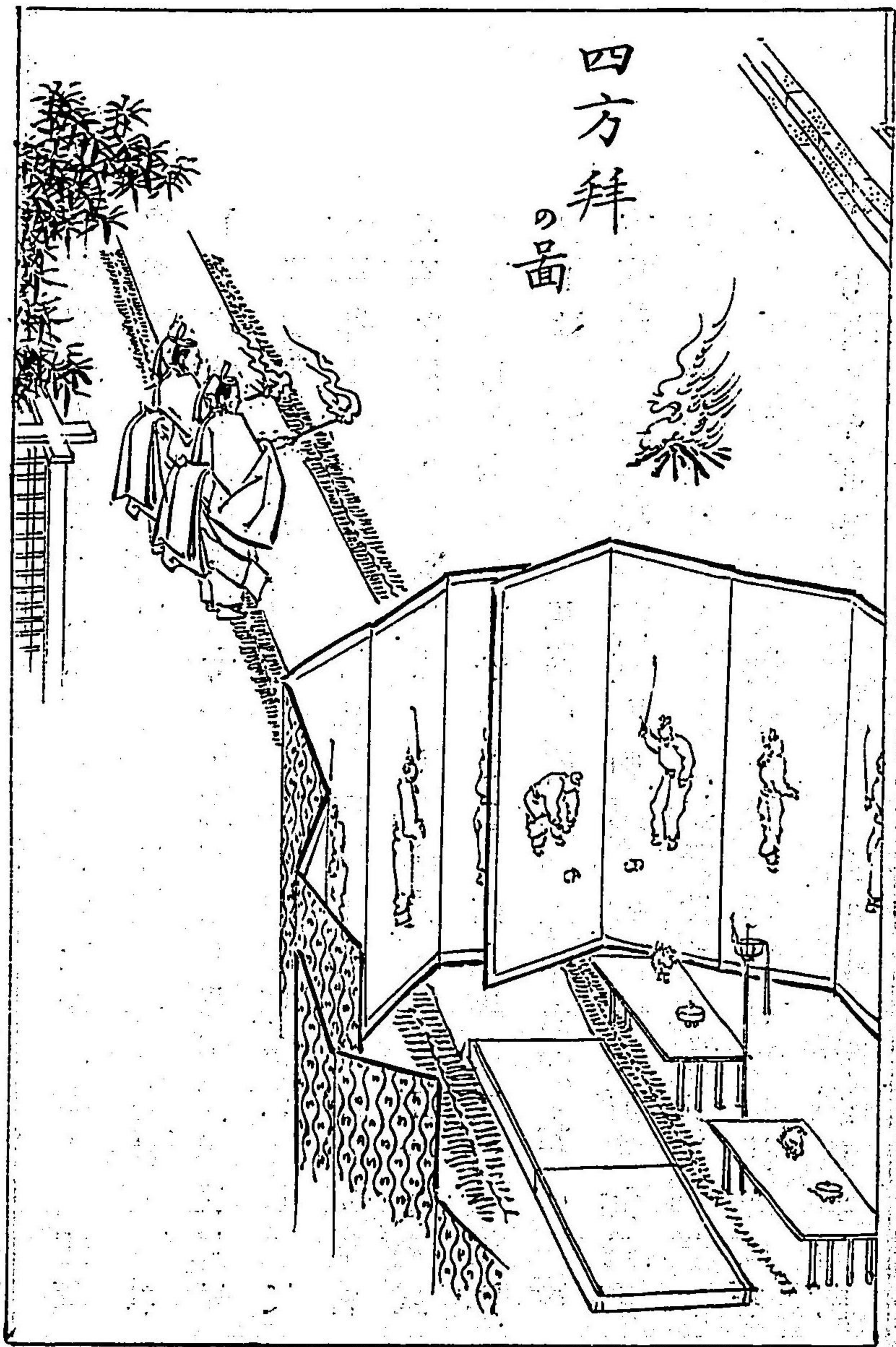
例

元長卿記曰永正十八年正月一日○後聞四方拜云云

二水記曰永正十八年正月一日乙卯寅刻許向下冷泉宮侍

從參脂燭云云○傳聞四方拜出御如例

大永二年正月一日己酉○傳聞四方拜出御如例



初雄云文明長享明應は第百二代後土御門天皇の御宇
 の年号なり文龜永正大永は第百三代後柏原天皇の御
 宇の年号なり以下御歴代に於ても恒例となり行はれ
 たり
 以上擧げし所は晴天の日の儀式なりされど雨天の日
 の儀式は便殿に出御ましませしとぞえは中右記日ふ
 嘉保三年正月一日壬辰○四方拜如常但依雨用弓揚殿
 云云又永久二年正月一日戌寅○今朝四方拜依小雨下
 於西中門廊内有件事其他親長卿記曰く紫宸殿の西庇
 に出御とあり宣胤卿記二水記には軒廊下に出御とあ
 りとぞもて雨雪等には便殿に出御ましませし事明ら
 かりなり

天皇御幼少にましませば此例を行はざる事中右記薩成記に見ゆ院宮にましまして四方拜を行はせられし事は弘安九年記同十一年記園大歴薩戒記等に見ゆ又日蝕日次不宣凶會日等には四方拜を止められて小朝拜のみを行はせられし事は玉海園大曆薩戒記台記等に見ゆこれらによりても四方拜の嚴正なる儀式なりと仰ぎ奉るのほかなきなり尙私第にて行はせられしは小右記後二條關白記法性寺關白記台記玉海玉藥康富記親長卿記宣胤卿記十輪院內相府記元長卿記二水記等に見ゆこれらは攝政關白の家にて御儀式ありしは明らかにて世中一般に行はれぬ時代とはなりけるにや年中行事大成より後世には内裏仙洞攝關

大臣の家などの外はざる事もなき事とはなりつとあるを以ても推し奉るなり

元始祭 一月三日

語源 元始祭はげむしさいと讀み奉るこの祭は正月三日よ
 天皇陛下の皇祖皇宗を始め奉り御歴代の皇靈を年の始に御親祭あらせらるゝ御儀式にて年中に於ては始めて祭を行はせらるゝより元始祭とは稱へしなり

起源 此祭は近世に至るまで行はせられずと今上皇帝
 皇位の無窮をこよなう御思召され明治三年始めて皇祖皇宗の御靈を御慰問遊はさるゝ式を擧げられ其翌年又行はせられしおこれぞといふ御名を設けられず御靈祭とも申し上げ奉

るにこそ同じ五年に至りて御名を元始祭と定め給ひ例年行は
 せらるゝ常典とはなし給ひぬ
 儀式 此儀は嘗てあらせられざる式なめれば別に古の事を知
 るすことなし今の朝廷に於ては皇祖即ち天照大神の御靈のま
 します所を賢所といひ給へりさるゝ天孫御降臨の時 大御神
 御手に寶鏡をとらしてこの鏡を視ること猶われをみるごと
 し與に床を同じくして殿を俱にして齋鏡となすべしとのたま
 へりよりて神皇正統記に神勅明らかにして詞つづまやかに旨
 廣し剩へ神器に顯はし給へりいと忝なき事にやとあるを思ひ
 合すればいと恐れ多き事と侍りけり故に列朝皆神器を殿内
 に安じ牀を同じくして臥伏ましましてしを崇神天皇御瀆さむ事
 を畏れ給ひ大倭の笠縫邑に安じ奉り別に劍鏡を模造して之れ

を御座に置かせ給へりこれより歴世朝な夕な齋きまつり二
 千有余年の今代に及びてもいとく怠るなく仕へ奉ることめ
 でたけれその稜威のいとまかしこくましますものから賢所と
 ぞいふなりける
 叡聖文武なる 今上皇帝陛下に御心を染まさせ給ひ賢所は
 いふもさらなり御歴代のみかどより天神地祇を御親祭遊ばさ
 るゝ御旨はいとかしこき事にて侍れば苟も日本國民たる者ハ
 御心を服膺し奉りいやすくみかどの御旨を體し厚く敬神
 を怠りそ

當日宮中に行はせらるゝ祭儀式は下の如し

元始祭次第

午前九時御殿の御装束を奉仕す(大眞賢木常の如し)

次宮内省官員着床

次開扉(三前) (三前より賢所皇靈殿神殿をいふ)

此間奏樂

次神饌及御幣物を供す

此間奏樂

同十時親王及勅任官以上麁香間祇候錦鶏間祇候着床出御

次御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ畢りて 入御

賢所御鈴恒の如し

御拜の間親王以下着床の諸員起つ

次皇太子殿下 御拜

此時着床の諸員起つ

先是式部官御休所より御誘引

次親王及勅任官以上麁香間祇候拜禮

此間奏樂

次御幣物及神饌を撤す

次閉扉(三前)

此間奏樂

次各退出

同第十一時宮内省官員着床

次開扉

皇太后陛下

御拜御玉串を奉り給ふ

皇后陛下

御拜御玉串を奉り給ふ

御拜の間着床の諸員起つ

正午十二時より午後一時まで有爵者非役從四位以上同勳三等

以上竝に神佛各宗派管長等参拜

同時奏任官准奏任及奏任待遇の輩非役從六位以上

同勳六等以上参拜

同時門跡寺院住職参拜

午后一時より同二時まで判任官及准判任判任待遇の輩參拜
次閉扉
次各退出

備考

初雄云ふ賢所といふ事は前に大略を述べつれども尙國民たる
ものは忽になすべからざるものなめれば重複を顧みず左に
掲ぐ

禁秘御抄階梯上

賢所

按此訓恐畏意也或書威所

凡禁中作法先神事後他事

後漢書

紀和帝

召見禁中注禁中者門戸有禁非侍御者不得入

故謂禁中

且暮敬神之 叡慮無懈怠

日本紀德孝大化元七丁卯朔庚辰蘇我石川麻呂大臣奏曰先

以祭鎮神祇然後應議政事

白地以 神宮

本朝事始上神宮以伊勢之神宮爲濫觸也但御鎮座以後有
神宮之号

并 内侍所方不爲御跡萬物隨出來必先置臺盤所棚

棚 按二階檜也出此御抄臺盤所篇

召女官被奉或如内侍參奉之近代者如内侍不候内侍所上古者多
以温明殿爲局

温明殿 本朝事始上崇神六年己丑始制温明殿以三種之

神器安置此殿後代之內侍所以右之温明殿表始也
局榮花物語和か枝たいはん所にては、なくひやうふき
ちやういかりをひきつほねてひまもなくあり

自僧尼及憚人許所進之物不奉之源雖出僧尼家男女進物奉之所
謂關白所進菓多興福寺別當所進也然而不憚之

人車記保元三

今日殿下基實

被獻內供御菓子

廿合例紙立槍折
權南京僧正御房

依兼月儀
令調進給

保安二年當時大殿關白初度以吉日被供之依彼例

今日被調進也

自神代

神鏡如

神宮奉仰為

伊勢御代宮被留置也

日本紀神代

一書曰是時天照太神手持寶鏡授天忍穗耳尊

而祝之曰吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以為齋鏡

神事次第同伊勢世始同殿御座之間 主上朝夕不放御本鳥

按放本鳥ト云ハ不着冠烏帽子等髻ヲ顯露シタル体也

仍冠巾子融緒被結御冠穴此故也

江家次第內侍所
御神樂

內侍所者神鏡也本與主上御同殿白河院

被仰日帝王冠巾子左右有穴是內侍所御同殿之時主上夜

不能放冠給御睡之時御冠屢落仍以插頭花自巾子花通御

髻也

垂仁天皇御宇始為別殿御温明殿

按垂仁之二字當作崇神之二字也據江次第令出御歎御宇

貞觀政要第四注云統御宇內也 別殿江次第垂仁天皇世

始御別殿

白河院仰日內侍所神鏡昔飛出欲上天而女官懸唐衣袖奉引留依

此因緣女官奉守護

江次第 白河院被仰日內侍所神鏡昔飛出欲上天女官懸唐衣袖奉引留依此因緣女官奉守護也
天德燒亡飛懸南殿櫻小野宮大臣請袖也

按村上天皇天德四年九月廿三日庚申亥三剋內裏燒亡迂都以後初度也 小野宮大臣實朝公貞信公号清慎公 江次第天德燒亡飛出着南殿櫻小野宮大臣稱警蹕神鏡下入其袖 村上御記天德四九廿四鑿求温明殿御納之神靈鏡并太刀契等申剋重光朝臣來申云瓦上有鏡一面徑八寸許頭雖有一小瑕專無損圓規并帶等甚分明見之者無不驚感廿五日又求得燒損鏡一面

寬弘燒亡始雖燒無闕損

按一條院寬弘二年十一月十五日巳未內裏燒亡

江次第 寬弘燒亡始燒給雖陰圓規不闕

有諸道勘文

九代略記寬弘二十一十八左大臣仰外記云神鏡燒損可被鑄改歟將乍燒可奉安置歟仰諸道可令勘申者

公卿勅使始有宸筆宣命于時殿中光耀知御躰不變

江次第 被立伊勢公卿勅使成行宸筆宣命始於此寬弘二十一三可奉幣伊勢使來月十日使宰相中將十二月九日自左府命云明日伊勢御祈使宰相中將俄申犬產穢申其替可奉仕中內侍所神鏡日者御官左大辨曹司今日奉移東對左頭中將供奉以新辛櫃欲移入之間有照耀云云十日未剋參內御物忌也左頭中將奉勅命於陣邊示案內即參御前面奉勅命御祈旨甚懇切也告文外又以神筆注事趣下給繼插着懷

中內大臣爲行事告文清出覆奏了向八省給告文十五日參
宮十八日入京

長久燒亡少納言經信欲奉出火盛不合期而有光入唐櫃更不燒云

按朱雀院長久元長曆四年九月十日子剋燒亡京極殿

少納言源經信修左大臣雅信公孫道方卿六男于時廿五歲

按此文有深叡慮令記御也仍雖有所見不註之

自一條院御時十二月有御神樂但多隔年行之近代每年有之

按自一條院御時始十二月有此事江次第後朱雀長曆比每

年被行之春記自白河院御時每年被行之中右記年中

條三條後一條後朱雀後冷泉後三條白河御代如此以此等

記考之十二月御神樂事樂條院御宇始之後朱雀院長久比

每年被行之但其後又每年不行之自白河院承保年中以後
每歲末被行之歟

新所之時或被行之

順德陰宸記建曆三今夜內侍所御神樂新所開院去二月二

後有之先例也按延久建曆寬元建長文保等皆有御神樂

也又有臨時御神樂例壽永大亂之時御西海經三年還洛之時有三
夜神樂是別例也

按壽永二年七月廿五日源氏攻來平氏不勝警固奉相具主

上安德赴西海內侍所文治元元曆二年三月廿四日主上沒

海庭御寶鏡四月廿五日鏡入洛自廿七日三夕日有御神

樂長久元永曆元等例云云

即位始供神物四十合自內藏寮進之

江次第 代始被奉四十合御供內藏
每月一日神供廿合也自臺盤所紙二帖內藏寮絹五疋幣料串八筋
墨塗平文也

江次第 每月一日被奉例供廿合大盤所帟二帖內藏寮絹
五疋爲定幣料幣串八筋墨塗平文也 園天曆 觀應二十二
所行 幸儀 內藏寮供神物折櫃廿合六合白米二合上紙各十帖四
合精進物四合魚類四合菓子

又如墨筆自納殿進之薄樣同奉之

拾芥抄 納殿累代御物納之在宜陽殿

賢所習不押齋文

齋文 或說訓モノイミノフミ、按當時押札樣事也押札事
有所見

有瑞相鳴動光

堀河院御時寬治八年比度々有此事 天德燒亡之一時又鳴之

中右記 寬治八 堀河院亡後聞內侍所博士命婦 備語曰去夜

有夢想又件夜內侍所鈴大鳴成奇之處已皇居燒亡是其徵
歎誠雖未代可恐者神道也十一月廿三日於所有御卜近日
內侍所頻令鳴給怪異者

如院御所行幸時以号念誦堂而薰護摩煙之所爲御在所雖有例甚
不可然事也是非只謂有人夢想又其子細多也

大外記師元記 寬元四 及曉更內侍所渡御以念誦堂爲御在
所如恒云云

天慶元年依有種々妖温明殿修理之間奉渡後涼殿于時晴雨滂沱
如沃女官所申有渡御左右近衛五位藏人供奉之

史官記 天慶元 戊二剋內侍司避温明殿遷御後涼殿件辛櫃

等出從温明殿欲運移間雨脚如注往還難通仍令女官於齋
 辛櫃前祈禱雨可止之申于時祈請有感雨脚暫留移畢之後
 更又雷電雨降如初又欲迁件神明之由擇女官堪事者一人
 令祈禱 年中行事秘抄天慶元七十三 今日戌剋內侍所自温明殿
 遷御後涼殿云云此間大雨如沃堪事之女官祈申之抑今年
 自春妖言不絕灾異尤多四月十五日大地震度々 天皇來
 八月避常寧殿可還御綾綺殿所司件殿温明殿等可加修理
 仍今日內侍所遷御也左右近衛將監以下供奉藏人古少辨
 相職行事
 行幸之時如此入御時 主上下地御辛櫃二合又五合太刀契鈴印
 等也

按御辛櫃二合事年中行事秘抄引天慶記載之西宮記同二

合云云寬弘二年十二月九日奉納新御辛櫃時一合歟永曆
 元年四月十九日同一合也然時者此御抄以天慶記如此令出
 御也即位以前供物擇吉日之由有舊說觸穢之時恒例供神物先例
 不同歟寬治八年陽明門院崩之時無沙汰有內侍所御供物三月一
 陽明門院禎子 三條院第二皇女 後朱雀院妃 後三條
 院御母 寬治八年堀河正月十六日夜崩八十二歲二月五
 日夜御葬送十日夜遺令奏
 去去年內大臣穢及 禁中時供之

內大臣藤信清公右馬頭信隆卿男道陰公号太秦內府後鳥羽
 院御母七條院殖子御兄也建保四年二月十八日出家干時
 大臣正 三位 三月十四日薨五十
 二位 七歲
 今度諸社祭雖延引准彼例有供物

按今度者云云建保四年也 彼例者寛治八年也

但又被止モ有例可有時議事歟

人車記嘉應元年十一 内侍所内藏司供神物依穢中被止了穢限以

後了供奉云云四日禁中穢氣今日滿七日了五日去朔日分

内侍所供神物今夕調始之

同記仁安二 今日依穢中内侍所無恒例供進物事盖先例也

六日今夜内侍所供神物内藏司調進如例去一日依穢中不

供之分也

賢所御衣上古被奉 自中古絶周防内侍日女御裝束也

但夏生絹冬只練絹被奉也

周防内侍 周防守繼仲女 後冷泉院女房

從二位親子私奉
美腿女裝束也

親子 大舍人頭親國朝臣女 修理大夫顯季卿母白河院

御乳母 寛治七十廿一薨七十

初雄又云今現今は皇城内に平間四方の垣をめぐらし其

中に三字を作らせ給ふ中を賢所とし右を神殿とし左を

皇靈殿となす其左に神嘉殿を立てられき此殿にて恒例

臨時の祭典を行はせらるとぞ承はる

孝明天皇祭 一月三十日

語源 孝明天皇祭これをかうめいてんわうさいと讀み奉る

天皇は 今上天皇陛下の御父君に當らせ給ふ此日は崩御あら

せられし日にて即ち御國忌なり換言せば御忌日御命日と申し

奉るされば國家一般に先皇を追慕し其かみあかりまししを哀

悼すべきなり故に 孝明天皇陛下の皇靈を御親祭遊ばさるより孝明天皇祭とは稱へ奉りしとぞ
 起源 此御親祭は明かに治まる御世となりてど行はれける儀式 すべて古へは皇靈を御慰問遊ばさるものは神事を行はれしが佛法興隆となりて朝廷の御儀式神事佛事と二となりいつとなく佛事をもて御いとなまれたりさるを明治となりては古へに復しもつぱら神事となされついまその典を左に
 まづ宮内省に於て日を卜して勅使を山城國愛宕郡の後月輪東陵に發遣遊ばして幣帛を獻らし給ふ尙御當日宮中にて行はせらるゝ

御例祭朝次第

午前八時御殿の御裝飾を奉仕す(大眞賢木恒の如し)

次式部職官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

次神饌を撤す 此間奏樂

次開扉 此間奏樂

次各退出

御親祭次第

午前九時宮内省官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌及御幣物を供す 此間奏樂

同十時親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候着床出御

次御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ふ畢りて入御

御拜の間親王以下着床の諸員起つ

次皇太子殿下御拜

此時着床の諸員起つ

先是式部官御休所より御誘引

次親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候拜禮

次宮内省奏任官判任官拜禮

次御幣物及神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 此間奏樂

次各退出

同十一時宮内省官員着床

次閉扉

皇太后陛下御拜御玉串を奉り給ふ

皇后陛下御拜御玉串を奉り給ふ

御拜の間着席の諸員起つ

正午十二時より午後一時まで有爵者非役従四位以上同勳三等

以上并に神佛各宗派管長等参拜

同時奏任准奏任官及奏任待遇の輩非役従六位以上同勳六位以

上等参拜

同時門跡寺院住職参拜

午後一時より同二時まで判任官准判任官及判任待遇の輩等参

拜

次閉扉

次各退出

同夕次第

午後五時宮内省官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 同上

次祝詞

出御御拜畢て 入御

御拜の間着床の諸員起つ

掌典賢木の枝を人長に授く

次御神樂

次神饌を撤す 此間奏樂

人長賢木の枝を掌典に致す掌典之を宮内省當番に附して

奉獻

次閉扉

此間奏樂

次各退出

備考

謹て按ざるに 孝明天皇は人皇第百二十代第六十八世に當ら
 せ給ふみらどにましまして 今上天皇陛下の御父君なり 第
 百十九代第六十七世 仁孝天皇の第四の皇子にましまして御母
 君は新待賢門院藤原雅子と申しき贈左大臣實光公の御女なり
 天保二年六月十四日に生まれ給へり同じき六年九月十八日
 親王の宣旨ありて立ち給ふ同じき十一年三月十四日御年十歳
 にましまして皇太子と立ち給ひ同じ十五年二月廿七日御元服
 の式を擧げさせ給へり弘仁四年九月十七日御即位の大禮を行
 ひ給ひき在位二十一年にして慶應二年十二月廿五日崩御まし

まし御年三十七山城國愛宕郡泉涌寺後峰に葬り奉り御陵を後
月輪東陵と稱へ奉る

みかどはいと騒々しき御世にたち給ひ徳川氏ハ第十四世家茂
の頃にて大平永く續きしものから士卒肩をやすみて武備を講
ずるものいと稀なりき適外國の來り我に開港場をもとめ交市
を通せんと請ふこれより議論上となく下となく起りて世は鼎
の水の沸おごときありさまとはなれりけりこれよりさきに
みかどは常に皇室の凌替を憂ひ給ひ勵精ましまして治を圖り
紀綱大に張り給ふとりしも外事の起るに及び益宸襟を憐ませ
られ學習院を開き諸侯をして建言せしめ給へりこれ明治維新
の礎を開かせ給ひしかばこよなき功德とは申し奉るに外なき
なり

みかど嘗て和歌を咏じ給へりその歌に

うたてやむ時ならなくに唐衣

いつまであたに日を過すらん

また

杵とりて守かみや人九重の

みはしの櫻風をよぐなり

と是よ於て攘夷の説を執るもの翕然として起り諸強藩又志を
傾けて之を奉戴す皇威いやますく熾にして幕政の衰ふこと
とはなりぬいてやみやどの御徳業の宏大を稱へまつらんとな
かなお恐れ多からんかし

紀元節 二月十一日

語源 紀元節これをきげんせつとよみ奉る此祭は 皇宗神武
天皇 今を距ること二千五百五十二年の古へ日向よりいでま
して中國に御遷あり大和國橿原宮に於て帝位に即き給ひ大典
を擧げられ初めて元を紀し元年と申し奉まつるより紀元節と
は申ふなり

起源 明治となりて君臣上下の秩序嚴然として備はりしゆゑ
皇宗の御徳は申すまでもなく恐れ多き所より其元を立てられ
しをこよなき事となし給ひしより御親祭を行はせらるゝ事と
なれり
儀式 此親典の事を行はせられしは慶應以上には見聞せぬ所
のものなめりいま宮中にて行はせらるゝ祭儀は

朝次第

午前第八時御殿の御裝飾を奉仕す(大眞賢木恒の如し)

次式部職員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 同上

次祝詞

次神饌を撤す 此間奏樂

次開扉 同上

次各退出

御親祭次第

午前第九時宮内省官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌及御幣物を供す 同上

同第十時親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候

着床

出御

次御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ

次賢所 御拜御鈴恒の如し御玉串無之畢て 入御

御拜の間親王以下着床の諸員起つ

次皇太子殿下御代拜

次親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候拜禮

次宮内省奏任官判任官拜禮

次御幣物及神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉

同上

次各退出

同十一時宮内省官員着床

次閉扉

皇太后陛下 御拜御玉串を奉り給ふ

皇后陛下 同上

御拜の間着床の諸員起つ

正午十二時より午後一時迄有爵者非役従四位以上同勳三等以

上并神佛各宗派管長等参拜

同時奏任官准奏任及奏任待遇の輩非役従六位以上同勳六等以

上参拜

同時門跡寺院住職参拜

午後第一時より同第二時迄判任官准判任及判任待遇の輩参拜

次閉扉

次各退出

夕次第

午後第五時宮内省官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

出御 御拜畢て 入御

御拜の間着床の諸員起つ

掌典賢木の枝を人長に授く

次御神樂

次神饌を撤す 此間奏樂

人長賢木の枝を掌典に致す掌典之を宮内省當番に附して
奉獻す

次閉扉 此間奏樂

次各退出

備考

神武天皇祭の條に擧ぐるをもて此處は略す

春季皇靈祭 三月二十日

語源起源儀式等のことは秋季皇靈祭の條に解くことゝはなし
つ

神武天皇祭 四月三日

源語 神武天皇祭これとじんむてんわうさいと讀み奉る此日

春季皇靈祭

三月二十日

神武天皇祭

四月三日

五十七

は我が 日本にほんの皇宗くわうそうと仰おほき奉たごる 神武天皇かむむの崩御くわうごましませし
 御國みくに忌日いひよして國忌くにき中のいととおそかなる日ひなれば殊ことごとに御親みこと
 祭遊まつあそびばさるゝより神武天皇祭かむむと稱なづへ奉たごるなり
 起源きげん みかどは吾われが國家こくがの鴻基こうきを定め給たまひ皇室こうしやうの本源ほんげんを固かめ
 給たまひし御徳業みとくごうのましますものから古いにしへへは宮中みやちゆうにて必かならず其儀式ぎし
 を擧あげさせられしならんとは推おし奉たごることおれどものにみい
 ざれば詳つひに知る由よしなし明治めいしに至りて天下てんかに弘ひろく令めいを下くだし給たまひ
 上かみとなく下しもとなく皆心みなこころを一いつになし誠意まこといを盡つくし祭典まつでんを行なふこと
 となれり爾後にちご萬々まんまん世永よとこ々絶たゆることあらざるへし
 儀式ぎし 宮中みやちゆうに御親祭遊みことまつあそびばさるゝ次第しだいは孝明天皇かうめいてん祭まつ并ならに皇靈祭かうれいまつ
 と敢あて異ことなる事ことなし

備考

謹つとて按おするに人皇にんかう第一だいいちのみかどを神武天皇かむむと申しき彦波瀲武ひななみ
 鷗う草葺くさむき不合尊ふあひあはの第四だいよんの皇子みこなり御母みははを玉依姬たまよりひめと申し奉たごる御
 年とし十五ごの時とき神徳かむとくましますを以もつて諸兄しよあにに越こひさせ給たまひて天あまつ位くら
 に即つき給たまへりときときに國家こくが一様いさようならざ西にしは久ひさしく玉化たまかを被おむれ
 ども東あづまは未いまだ服うしろらはざ故ゆゑを以もつて天皇てんかう諸兄しよあに及び皇子みこ達たちに宣のたまひ給たま
 ひて日ひはく

昔むかし我われ天神てんじん高皇產靈尊たかうかう大日靈尊おほひ 天照大御あまてらす神かみノ御名みかど 此こゝ豐葦原瑞穂國とよあしはらみづほ 日本にっぽん
 古名ふるなノナ擧あげテ我われガ天祖瓊々杵尊あまのむすねニ授たまへ給たまへり時ときニ運う鴻荒こうかう
 ニ属まシ時草味ときくさみニ鍾かねタレリ故ゆゑニ正ただナ養やしなフテ此こゝ西偏にしへんヲ治しス皇
 祖おやノ神聖かみニシテ慶ゆきヲ積たミ暉あきヲ重おもク年所としヲ歴かタリ而しかシ
 テ遼遼れうれうナル地ち猶なほ未いまダ王澤おうたくニ霑あハズ邑むらニ君きみアリ村むらニ長ちやうアリ
 各疆かくきやうヲ分わケ用もちキテ相凌轢あひあス聞きク東あづまニ美地みちアリ青山あきやま四周しゆうしゆうシ

其中ニ亦岩船ニ乗テ飛ビ降ル者アリキ彼地ハ必ス天業ヲ
恢弘シテ天下ニ光宅スニ足ル可シ蓋シ六合ノ中心ナリ就
テ都タラザラムヤ

とのたまひしかば諸兄諸皇子ことわりありといらへつさらば
まからんとそ舟師を率ゐてまづ高千穂宮をかどて給ひきゆ
きくして豊國（豊前豊後）の海邊を沿ふて筑紫（筑後筑前）に進みい
や進みて阿岐安（安芸）を経て吉備（備前備中備後）に至りぬこゝに三と
せつはものひてをとゞのへてまうのぼり浪速之埜につきぬそ
こよりさかのぼりましまして凡河内（今ノ河内）の草香邑の青雲白肩
津に至り兵をよざめかちより龍田（河内國平群郡龍田今龍田越ト
モ龜背越トモ云亦一名國分越ト）
にいで給ひし路さかしくては行かれどさらば東し膽駒
山（モト）を踰ぬて倭（大和）に入らんとの御計なりきとき土蒙登美能那

賀須泥毘古といふもの者天つ神の御子饒速日命を主と仰きた
てまつり倭にありしつはものを率ゐて孔舍衛坂にて皇軍と
戦へり皇兄五瀬命なかれ矢に中り給ひ皇軍振るはだみかどい
たく憂ひ給ひ神策を運らし日はく

今我日神ノ子孫ニシテ日ニ向テ虜ヲ征スハ此ノ天道ニ逆
レリ退キテ神ヲ祀リ日ヲ背ニ負ヒ征セバ刃ニ血ヲズシテ
膚必ラス自ラ敗レン

と詔りありければ衆皆さなりと路をかへ南方より廻り茅渟山
城水門（當時河内國泉郡茅渟水門也天平寶字二年
河内國ヲ割キテ和泉國ヲ置キ此國ヲ屬ス）に至り尙ゆきゆ
きて紀國（紀伊）の竈山に出て名草邑の名草戸畔を誅し遂に熊野邑
に到りつ時に帝及び皇師毒氣に當て疾む高倉下といふ者あり
横刀を齎して帝の疾地に獻ぜり忽ち寤む仍て軍を引ききて進む



されど山するどにしてさかしまたゆめかられどたましく、霊夢
 あり夢のごと八咫鳥を嚮導とし日臣命の大來目を帥めてつひ
 に菟田下縣に達すみかと兄猾弟猾なる土豪を徴すに弟猾まう
 て來りければ兄猾はまうこそ故に誅し給ふ而して菟田の高
 倉山の巔に涉りて瞻望ましませしに國見岳上に八十梟帥あり
 き之れを殺しまた珍彦のたばかりをよみて疑兵を設け兄磯城を
 斬り進んで長髓彦を攻む饒速日命長髓彦を殺して來り降る而
 して兵を分ちて諸窟居賊を誅滅し給ひ大和盡く服し平らぎけ
 り
 中州和大い平らぎしかば帝乃ち畝傍山の東南橿原の地を相し
 給ひ國の境區と爲し都を定めて天位に即き給へり御年五十二
 才よましますこれを日本第一の天皇とす神代と別ちてこれよ

り人皇と稱へ奉り今茲に明治五年十一月十五日詔して日はく此辛酉の歳をもて日本の紀元元年と定むと其即位の日天富命諸忌部を率めて天璽鏡劔を捧げて殿に安じ天種子命天神壽詞を奏す可美真手命の内物部を率めて宮中を衛り道臣命來目部を率めて宮門を守獲す而して鏡劔玉比禮等を殿内に奉齎し帝及び皇后の爲めに御魂を鎮崇し壽祚を祈禱す所謂鎮魂祭此より始まる尋きて帝大に東征の臣の功を論じ賞を行ひ道臣命以下の諸臣を國造縣主に封じ給へり嗚呼此盛典のましませしものから帝の御即位ありしを稱へ奉りて紀元節と申すなり

後七十六年在位ましまして御歳一百二十七にて崩御あらせられき大和國高市郡畝火山の東北の陵に葬り奉りきこの崩御あらせられし日を神武天皇祭と稱へ國家の一大忌日となすなり

さて天皇性明達確如にわたらせられ神聖の餘烈を承けて中州を征服し賞罰を明にし政令を修め永く萬世の基を興し今上天皇陛下に至るまで百二十有二代皇統一系にして相繼ぎ窮まる事無く實に世界無比の國といふべし吾人臣民たるもの聖意を奉戴し君に忠に親に孝を盡ごはあるべからざ

秋季皇靈祭 九月廿二日

語源 秋季皇靈祭これをとうきくわうれいさいと讀み奉る二十四氣短長ありつれども春分秋分の二節氣は一年内にて晝夜平分の時なれば殊に此二節氣をもて御歴代天皇の皇靈を祭らせ給ふ事にて春分に皇靈を祭らせらるゝと春季皇靈祭といふ秋分に皇靈を祭らせらるゝと秋季皇靈祭と申し奉るなり

起源 皇靈を御慰問遊ばさるゝ事は古くはみえ侍らず中頃に
 至りては佛事にみゆめれど神事にはあらざりしやうに考へら
 るとは續日本紀延喜式後鳥羽院御紀等御命日とあるを證と
 すべし
 近き世には御年忌祭と稱して十年二十年三十年四十年五十年
 百年祭と唱ひて一歲中に皇靈を度々祭らせ給ひしが明治の御
 世となりて國事多端の折からにてあまり皇靈祭の多きより十
 一年六月歴代の皇靈を祭祀すること春秋二節に合祭すること
 と定められぬ
 儀式 前に述べし如く近世以上は如何に式典を行はせられし
 や知るによしなきざるを今世となりては恒例と爲し給ふをも
 て此日宮中に行はせらるゝ儀は

朝次第

孝明天皇御例祭朝次第に同じ
 皇靈竝神殿御親祭次第
 午前九時三十分宮内省官員着床
 次開扉(二前) 此間奏樂
 次神饌及御幣物を供す 此間奏樂
 同十時親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候着床出御
 次皇靈へ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ
 次神殿へ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ
 畢て 入御
 御拜の間着床の諸員起つ
 以下各退出に至るまで孝明天皇御親祭次第に同じ

皇靈祭夕次第

午後四時式部職官員着床

以下各退出に至るまで朝次第に同じ

備考

謹て按ずるに天皇皇后陛下の御忌日を御國忌と稱へ奉り御靈を祭らせ給ふなり故に令義解に國忌とは先皇の崩日をいふとあるにて明らかなり即ち御命日とも申し奉るべき日にて國民上下の差別なく追慕し哀悼すべきなり上右にては朝廷に於て嚴正なる儀式を行はせ給ひ衆庶共に哀慕の念を設け給ひしかば中古に至りては佛事の朝廷の式となりけるより神事佛事と両立し佛事は多く追福を宗とするより高僧を招聘し讀經の事ありしは六國史に詳かなり又降りては禁秘御抄楷梯中佛事次

第の條よ

天子者專以正法爲務是則佛教興隆也恒例佛事諸寺破壊可有殊沙汰其上自御行可在叡心堀河院御時拋萬事習真言二間御供養連々也白河院御時於院中被行千日講

中右記嘉承二今日院白河被供養御佛云云又千日講令始

行御云云講師永緣僧都也

上古 清和天皇殊歸心朝暮有御行

按粗見六國史

其外代々聖主雖有事淺深皆有御行也但神事日不可有其儀御齋會

按自正月八日到十四日七ヶ日於大極殿講最勝王經

二季御讀經

按二月八月四夕日之間讀大般若經
仁王會

按二月或三月或五月講仁王護國般若經
最勝講

按五月擇日次五夕日於中殿講最勝王經
佛名

按十二月自十九日到廿一日三夕日或一日於中殿行之
皆雖有其儀其料無定是近代御讀經僧退下如緬縛
御齋會用途 新任辨官抄如式條者僧法服調給之歟近代
給料也供養物能々令催濟之時和布雜菜之類一口之分殆
積車正月十二三日間積分車廊外賦引之辨以下綱所相共
檢知支配布旋絹布之類能令催濟之時一人分巨多及高三

四尺古者參御齋會之僧以布旋物殆建一堂云云近代陵夷
緬縛 春秋左氏傳僖公六年許男緬縛註縛手於後唯見面 史
記宋徽子世家肉袒面縛註索隱曰、者縛手於背而面向前
取立首是非善事罪業也如此沙汰能々可有事歟殊御願日々可有
御精進凡六齋日

雜令凡六齋日公私皆斷殺生義解謂六齋八日十四日十五日
二十三日二十九日三十日也
簾中鈔六齋日八日十四日十五日廿三日廿九日卅日小月
八廿
九日

十八日
山槐記應保元九十七每月十八日者本自非御精進日而依白河上
皇仰雖六齋日外十八日最可為御精進仍其後不供魚味而
院後白河院御宇猶可為魚味之由被仰下仍更供進之

御本命日

續日本紀仁明承和十七辛丑議定奏日本命之日不舉凶事延喜陰陽

寮式 御本命祭神座廿五前 後鳥羽院御記建保二四六庚子依

爲本命日令精進 按治承四年庚子降誕 拾芥抄下末本

命日二種或以生年爲本命或以生日爲本命先支于相隔可

爲本命檢國史只以支内法本命寅年降誕以寅爲本命也憲保

說按假令甲子年誕生之人以甲子之日以本命日或又只子

日許モ慎之先規兩端

必可有御精進他所善事等又同不可有懈怠臨時事可隨御意事也

但且暮持念誦念佛ナトハ不可然事也真言法華經其外殊御用御

經等必可有御誦習御師御持僧中可選其人事也

按御經師 醍醐天皇增命一條院覺運後三條院明禪法印堀河

院 永緣僧正 後鳥羽院 實慶 良意僧正

堀河院御時唯識論誦習御師永緣教申匡房難申之雖大才猶淨行人可爲御師之故歟

成唯識論十卷頌文天親菩薩論護法菩薩翻譯唐云并三藏

鈔二十卷慈恩法師玄并三藏弟子永緣 良門末大藏大輔永

相子号花林院保安二六廿二輔興福寺別當以詠時鳥和歌

稱初音僧正

とあれば佛事經營の事明けし又諸寺堂にて供養あらせられしは禮儀類典第二百四十七卷より五十六卷まで記してあり尙御國忌にてあらせられしは 郁芳門院御忌日讀經ありし事中右記長秋記に見ゆ 待賢門院御忌日讀經ありし事台記吉記玉海に見ゆ 崇徳院御忌日讀經ありし事玉海よ見ゆ 其他御國

忌として追悼あそばされし事禮儀類典第四百七十七卷より八十卷までの間に見ゆれば御歴代 御皇靈を哀慕追悼遊ばすには佛事をもて行はせられしならんことを王政維新となりては古に復させられ日を定めて御國忌を立て國民として遙拜の式を行はしめ給ふこととはなりぬ國民たるもの其旨を体し欽肅尊敬せざてはあはるべからざ

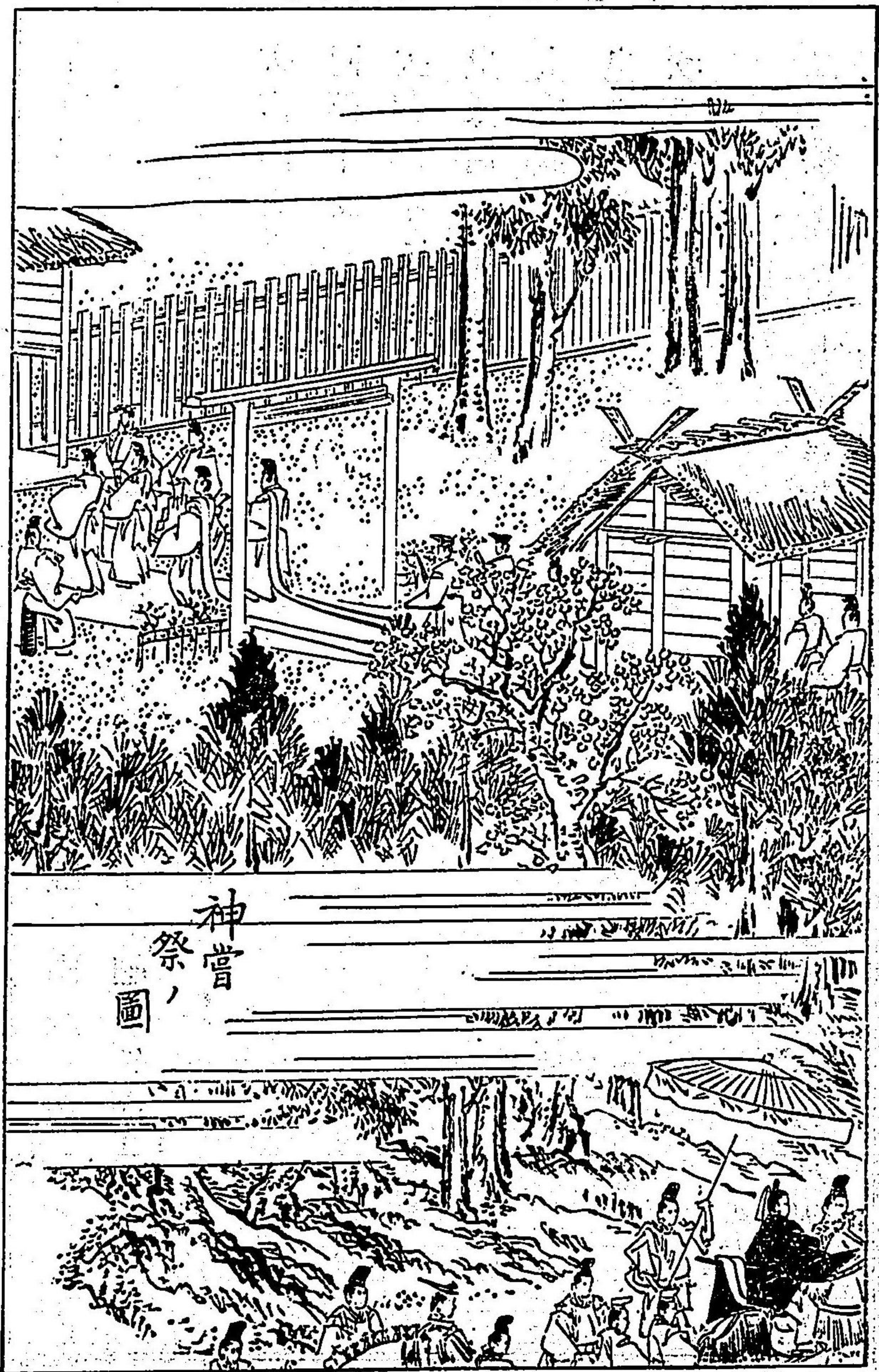
神嘗祭 十月十七日

語源 神嘗祭にれをしんしやうさいあるはかむあめまつりと読み奉るこの祭は伊勢の神宮よ於て今年の新穀をもてなせる御酒御饌を供するあり即ち神宮のあたらしきものを聞食すより神嘗祭と稱へしなり

起源 神祇令に神嘗祭とあり義解に謂ふ神衣祭日便即祭之とあるを見て文武天皇の御宇より以上にも行はせられしことは明らかなるべしさるは前既に述べし如く御同床にましましてしときは別に神嘗新嘗とわかちなかるべきを神宮を他に遷させ給て後兩儀式となりたりよつて神嘗祭と申して本年の新穀を奉りしこと御世々々の恒例とぞなりにける故に公事根源には續日本紀の元正天皇養老五年九月十一日天皇内安殿に出御あり使として幣帛を神宮に奉らるゝといふ文を引きて幣を奉る始めと記しあり 大寶令ハ養老ニ剛正セラレタレ之によつて按ずるに此祭は垂仁天皇の御宇より起りて文武天皇の御宇元正天皇の御宇に式典の法を立てられしなり爾後此令により行はせられき

儀式 王政の頃には此祭典の儀式はいと嚴そかにして其祭の
 月に入るときは一日より十一日に至る間致齋をなし十二日の
 朝解齋す仍て一日より僧尼重輕服等の人は參らず但し行幸の
 なきときは眞實御身の潔齋ハ十日よりなり即ち御當日八省院
 に行幸ましまして發遣の式を行はせられ若し八省院にさはり
 あるときは神祇官廳にて行はせらるゝなり又其使ハ大政官に
 於て預め五位以上の王四人を卜定して其中卜に合へるもの一
 人をさしつかはさる使定まりたるときは即日出發し十六日度
 會の神嘗祭あり十七日に太神宮の神嘗祭を行はせらるゝなり
 爾後多少の變遷はありつれどもかたのごとく行はせられたり
 今明治の御世宮中にて祭らるゝ御遙拜の式は

御遙拜次第



午前第九時御殿の御裝飾を奉仕す(神嘉殿の南庇を用ふ)

其儀神嘉殿の南庇に御屏風二雙を立廻し簀薦二枚を敷き上よ御座を設く

次宮内省官員便宜の所に候す

同第十時 出御

次御拜畢て 入御

皇太后陛下便殿に於て 御遙拜

皇后陛下同上

皇太子殿下御代拜便殿に於て奉仕す

次に賢所の御親祭ありけり

備考

謹て按ずるに 神宮年中の御祭祀は多きと雖二季の月次神今

食と九月の例幣即ち神嘗祭を最も重大とす且つ伊勢神宮は諸社と異なるは言ふにあらざりまづものに見ゆしを左よあぐ

神祇令

凡常祀之外須向諸社供幣帛者皆取五位以上ト食謂凡ト者必先

之兆順食墨者充唯伊勢神宮常祀亦同禁秘抄楷梯中神事次第の

是爲ト食

條

二季月次神今食

按二季月次神食今共六月十一日十二月十一日同日行之

自一日至十二日也十二日朝解齋仍自一日僧尼重輕服等人不參

但無行幸之時眞實御身潔齋自十日也中祀作法皆同之

神祇令凡一月齋爲大祀義解謂上條云散齋一月即此條稱齋

致齋者皆在 三日齋爲中祀一日齋爲小祀

散齋限内也

九月例幣

按九月十一日發遣十六日度會神嘗祭十七日太神宮神嘗祭

前後齋

年中行事秘抄 九月十一日以前僧尼重輕服人不參內事
此事起自後朱雀院御時云云見江記
延喜式に見ゆめれども長ければ省きつ

天長節 十一月三日

語源 天長節これをとんちやうせつと讀み奉るこの日は我
今上皇帝陛下の御嘉辰あそばされし吉日にして天が下のたみ
くさこれを祝賀し奉り千鶴萬龜に比して無疆を祈り奉る日ぞ

かしこれ天長地久の語の如く天地の長く久しく窮りなくかき
りなく天が下に昭臨したまはんことを祝ふとて天長節とは稱
へ奉るなり

起源 此式日の起りは遠く寶龜六年九月光仁天皇の詔旨にあ
り其勅に曰はく十月十三日ハ是レ朕ガ生日此ノ辰ニ至ル毎ニ
感慶兼テ集ル宜シク諸寺ノ僧尼ヲシテ毎年是ノ日轉經行道セ
シムベク海内諸國并ビニ屠ヲ止ムベシ内外百官輔宴ヲ賜フコ
ト一日仍テ此日ヲ名ケテ天長節トナス庶クハ斯ノ功德ヲ廻ラ
シ度ミテ先慈ニ奉シ此ノ慶情ヲ以テ普ク天下ニ被ラシメンと
其同年十一月天長節を行はせられきこれを始めとすめどもは
ら佛法興隆の御時なれば佛事をいとなまれたりこれより天長
節と稱へ給ふことえなくて御本命日と申し奉りて式を行はせ

られき御本命日ノ明治の初に御再興ありて恒例と立てられ
國民悉く祝ふ式となりぬ
儀式 古への天長節の禮典は知るによしなされど御本命日
といふては既に述べし如く式あるなり現行はせらるゝ次第
は

天長節御祭典

本日早且御殿の裝飾を奉仕す(大眞賢木恒の如し)

午前九時官内省官吏着床

次開扉三前 此間奏樂

次神饌を供す 同上

次祝詞

次御代拜御玉串を捧ぐ

次皇太后陛下御代拜 同上

次皇后陛下御代拜 同上

次皇太子殿下御代拜 同上

次宮内省勅任官拜禮

次同奏任官判任官 同上

次神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 同上

次各退出

御祭典畢て群臣に酬宴を賜ふ百官祝賀を申し奉る兼て觀兵式
に臨御ましまし此儀を終はるなり

備考

謹て按ざるに 今上天皇陛下ハ 人皇第百廿一代第六十九世

に御あたらせ給ふ孝明天皇の皇子にましまし御母を中山慶子と申しきみかど世のみだれたるときよあれまし給ひけれど大御心を父君に受けさせられ幕府の大政を奉還あそばさせ給ひ新政を一般にひきあそばされていたく古をとりの復させ給ひまた新らしき文明のかたをも外國より御入れあそばし御稜威の赫々たること灼然なり

明治元年三月天皇紫宸殿に出御ましまし公卿諸侯を率ゐて天地神祇を祀らせ給ひ五ヶ條の誓約を結ばせ給ふ

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザランメントナ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ
此誓約に基き給ひて諸事を遊ばさるより漸々歩を進め明治十四年十月國會開設の詔を下させ給ふ其聖詔に

朕祖宗二千五百有余年ノ鴻緒ヲ嗣ギ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ後世子孫繼グベキノ業ヲ爲サントナ期ス嚮ニ明治八年元老院ヲ設ケ十一年府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ルハナシ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセヨ
顧ミルニ立國ノ体國各宜キヲ殊ニス非常ノ事實ニ輕舉ニ便ナラズ我祖我宗昭臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ掲ゲ洪謨ヲ

弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕躬ヲ衷テ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動キ竟ニ大計ヲ遺ル是宜ク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スベシ若シ仍ホ故ヲニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラズ處スルニ國典ヲ以テスベシ特ニ茲ニ明言シ爾有衆ニ諭ス

とのたまふより朝廷大に調査することあり遂に憲法草案を制定す 天皇乃ち此の草案を樞密院に下し給て之を議定せしめ給ひ二十二年二月十一日の紀元節の嘉節を期し發布せさせ給

ふ其告文に曰く

皇朕ノ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ゲ白サク皇朕ノ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜シク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴シ典憲シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進スベシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述セルニ外ナ
ラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時トシテ舉行スルコトヲ得ルハ詢
ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラザルハナシ皇朕ノ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ祈リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ

此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ

神靈此レヲ鑑ミタマヘ

又發布の勅語に曰く



観兵式ノ圖

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ忠ノ欣榮トシ朕カ祖
宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不
磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力補翼ニ倚リ我
カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ乘レタリ此レ我カ神聖ナル祖
宗ノ遺徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ
以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貼シタルナリ朕我カ臣民
ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ
意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝
國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシ
ムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハ
ザル也

とあり翌年十一月帝國議會を開かれ給ひ 上下欣喜と打ち誦
じたりいでやみかどのかくも臣民をすべさせられ優渥なる御
恩徳に沐浴する國民はみかどの御嘉辰を祝賀し奉り太平の御
世を壽くべし

新嘗祭 十一月廿三日

語源 新嘗祭これを志んまやうさいあるはにひなめまつりと
讀み奉る此祭は本年熟したる新穀を天皇陛下諸神にすゝめま
ひらせ又御親も嘗させ給ふより新嘗祭といひしなり
起源 此祭の始めは神代よて天照大御神新宮御座して新稻を
きこし召されたりこれを始めなるべき人皇となりては御歴代
の恒例となして行はせられき

儀式 令文定まりてより式典嚴正となり日時を定めらる神祇
 令に下の卯の日とあり若し一月中に卯の三つあるときは中の
 卯の日をもて祭日とす下の卯の日に關はらざ行ふなり延喜式
 に十月上旬神祇官の官人に命じて官田の稻粟を進る國郡及酒
 部の官人を卜定せしめて黑白の二酒を醸し造らしむ十一月に
 至り祭日の前日に中務省輔侍從次侍從を率ゐて神祇官廳に於
 て官人を卜定す祭日戌の一点天皇神嘉殿にまします亥の一刻
 天皇神服を着せられ東の御座につき神饌珍味白黒酒御酒を供
 へ奉らる式畢はりて御衣を改め寅の一刻大殿祭の後本宮に還
 御まします
 辰日五位以上の者に宴を給ひ大に歌舞を奏す之を豐明の節會
 といふ御座を豐樂殿に設け諸司の座をも設く 天皇出御あら

せられて群臣各次座につく式部五位已上の座次を正し六位已
 下の見參を録す訖りて御膳を進め群臣ハ饌を賜はる酒一觴の
 頃吉野國栖歌笛を奏之次ハ五節の歌を奏す舞姬四人舞蹈す訖
 はりて太子以下次を以て拜舞す次ぎに治部雅樂工人立歌を奏
 之掃部寮は祿臺を設く大藏省ハ祿を積む次ぎハ宣命の大夫宣
 命を述べ訖はりて祿を給はりて退出すとありこれ王政盛昌の
 時の式典なりされど世漸々降るに及びて聊ハ差違の生ぜしこ
 とありたり王政維新となり御盛興遊はされ宮中に行はせらる
 式は左の如し

新嘗祭夕次第

午後二時神殿の御裝飾を奉仕す
 同第四時宮内省官員着床

次掌典掌典補を率て神座を設く
次掌典寢具と神座の上に供す

供し畢て掌典長之を檢す

次掌典長祝詞を申之

同第五時四十分掌典掌典補を率て忌火の御燈を神殿の四隅に
點之

此時各處に庭燎を點之

同第六時便殿 出御

同時親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候着床

次 出御

侍從劍璽を奉す

侍從長式部長等前行



侍従二人左右に燭を秉る

次隔殿の御座に 着御

侍従劔璽を案上に奉安

侍従長式部長侍従等隔殿の庇の座に候す

次神饌行立

次警蹕

此時親王以下着床の諸員起つ

伶人神樂歌を奏す

次神殿の御座に 着御

此後式部長掌典長東の隔殿の座に着く

次御手水

次御供進

次御告文を奏し給ふ

次御直會

次神饌を撤す

次御手水

次行立直に退下

次親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候於庭上拜禮

次宮内省奏任官判任官同上

次隔殿へ 出御

此間侍従劔璽を奉して戸外に候す

還御

供奉の儀の如し

同曉次第

午前一時掌典長神座以下を檢す

次親王及勅任官以上着床以下 還御に至るまで總て夕の儀の

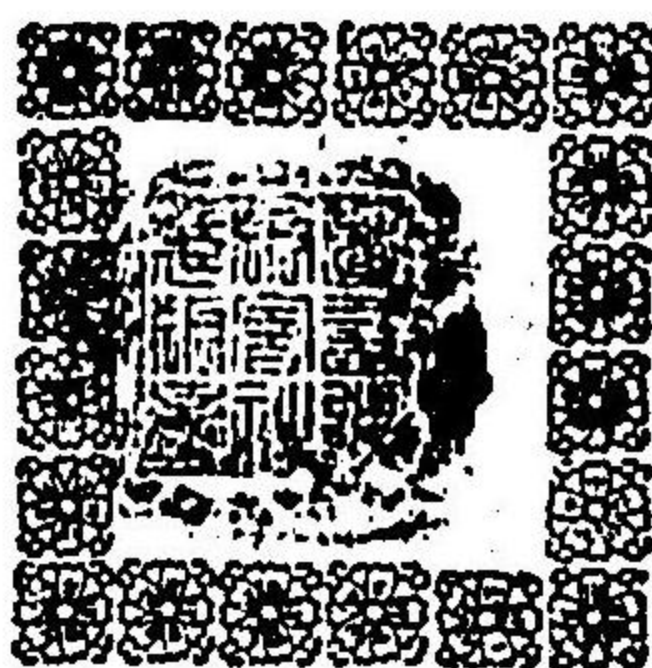
如し

備考

此祭典は古へし今もいとれごそかなる儀にして國民たるもの
 この盛典を辨へ正肅尊敬せんとばあるべからずいま古への儀
 式の委細を索ぬるに延喜式はさらなり江家次第禁秘抄禮儀類
 典等の諸書に據れば明らかなりこれらは式の有様より變遷し
 來る所のものを記したるなれば一々録したく思ふべけれど煩
 雜に渡ると避けて此處に載せざ後日叙覽に供すべし唯其中
 よて式典の委細なる江家次第は卷之十の十三枚より十八枚に
 至る間に見ゆ

祝祭日釋義畢

版 權 所 有



版權登錄

印刷者

前野茂久次

著者 發行者

大久保初雄

大阪市東區北久太郎町四丁目
番外一番屋敷

圖書出版會社

代表者 梅原忠藏

大阪市東區德井町二丁目
六十八番屋敷

發兌書肆

圖書出版會社

大阪市東區北久太郎町心齋橋西入

明治二十五年六月廿五日 印刷
全 二十五年七月三十日 出版

定價拾五錢

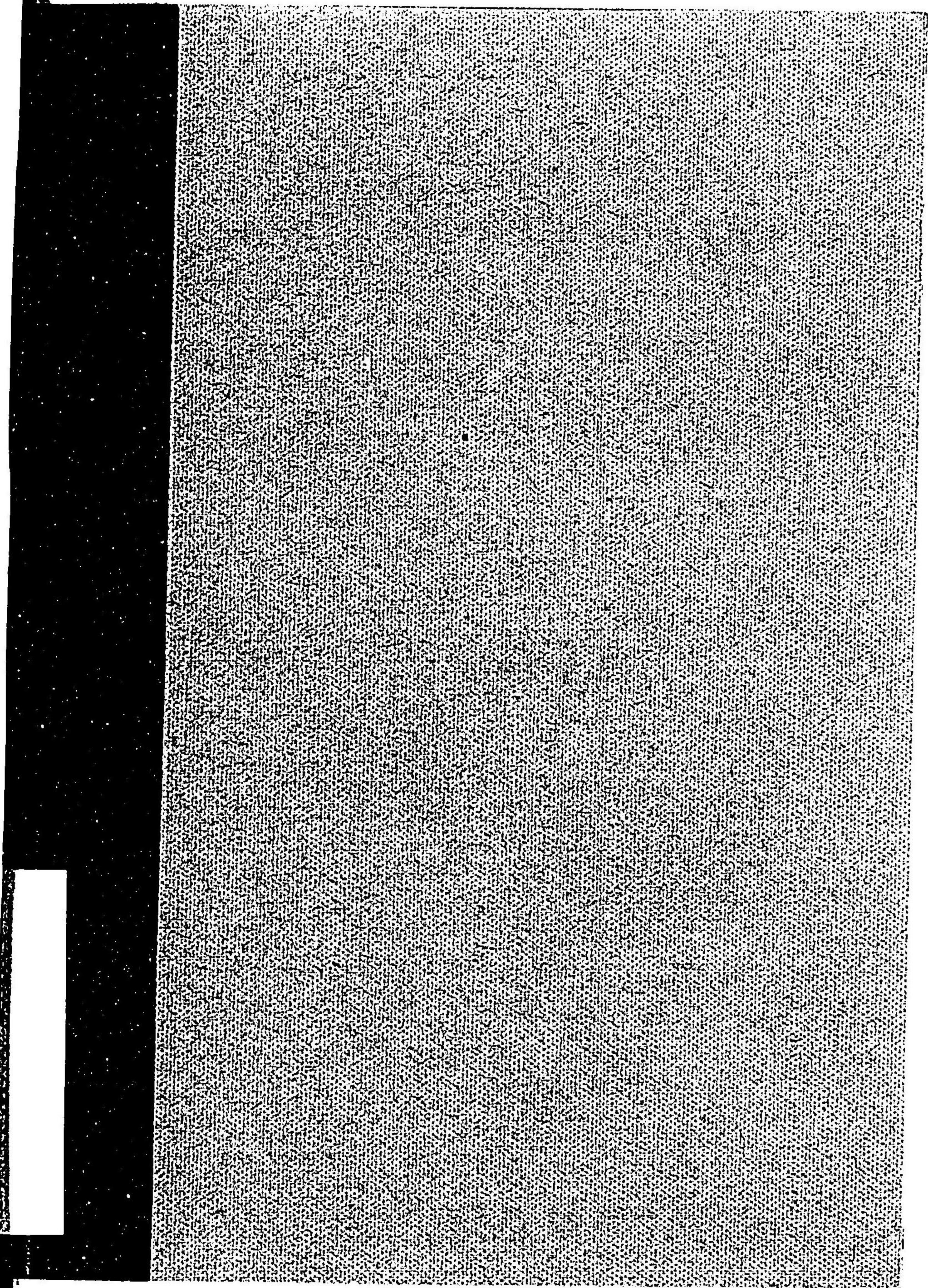
德島縣德島市大字德島町
十番屋敷

圖書出版會社藏版甲部賣捌所

大阪市東區淡路町三丁目	金川善兵衛
同 東區備後町四丁目	梅原龜七
同 東區備後町四丁目	吉岡平助
同 東區安土町四丁目	積善館
同 東區北久太郎町四丁目	岡本仙助
同 東區北久寶寺町四丁目	濱本伊三郎
同 南區心齋橋北詰北へ入	中村芳松
同 南區鹽町三丁目	岡本支店
福岡縣筑前博多中島町	積善館支店
兵庫縣神戸市元町五丁目	吉岡支店
京都市上京區寺町通二條下ル	梅原支店
京都市上京區寺町通二條下ル	河合卯之助
德島市通町三丁目	阪井萬吉



12-23-72



12-23-72

特21

609

祝祭日釋義

国立国会図書館

014121-000-5

特21-609

祝祭日釈義

大久保 初雄/著

M25

ABB-0394

